

(1)

# 早く、援護を！

5月6日発行 1972年 第2号  
 韓国の原爆被害者を救援する市民の会 機関紙

事務局

〒565 吹田市桃山台3丁目36番5号

TEL 068 (71) 3446

振替口座 大阪 28307番

## 韓国原爆被害者援護協会の現況

### 会長 辛泳洙氏の報告より

事務局 松井昌次

このほど援護協会辛泳洙会長から事務局あ

てに、最近の協会の状況についてご報告があった。以下にこの中から要旨をご紹介します。

調査(病状の分類、生活状態、会員の要望事項調査、各種の統計など)、会員中の要救護対象の資格審査、各支部の組織強化、韓国での援護法制定への請願、広報活動(韓・日・英文による会報発行、会員の手記・写真集の作成)等であるが、事務的能力のある有能な人がおらず、運営経費が乏しいことも重なって、すべての重荷が辛会長一人にかかっている状況にある。

泳洙会長から事務局あ

てに、最近の協会の状況についてご報告があった。以下にこの中から要旨をご紹介します。

調査(病状の分類、生活状態、会員の要望事項調査、各種の統計など)、会員中の要救護対象の資格審査、各支部の組織強化、韓国での援護法制定への請願、広報活動(韓・日・英文による会報発行、会員の手記・写真集の作成)等であるが、事務的能力のある有能な人がおらず、運営経費が乏しいことも重なって、すべての重荷が辛会長一人にかかっている状況にある。

泳洙会長から事務局あ

てに、最近の協会の状況についてご報告があった。以下にこの中から要旨をご紹介します。

調査(病状の分類、生活状態、会員の要望事項調査、各種の統計など)、会員中の要救護対象の資格審査、各支部の組織強化、韓国での援護法制定への請願、広報活動(韓・日・英文による会報発行、会員の手記・写真集の作成)等であるが、事務的能力のある有能な人がおらず、運営経費が乏しいことも重なって、すべての重荷が辛会長一人にかかっている状況にある。

泳洙会長から事務局あ

てに、最近の協会の状況についてご報告があった。以下にこの中から要旨をご紹介します。

調査(病状の分類、生活状態、会員の要望事項調査、各種の統計など)、会員中の要救護対象の資格審査、各支部の組織強化、韓国での援護法制定への請願、広報活動(韓・日・英文による会報発行、会員の手記・写真集の作成)等であるが、事務的能力のある有能な人がおらず、運営経費が乏しいことも重なって、すべての重荷が辛会長一人にかかっている状況にある。

泳洙会長から事務局あ

てに、最近の協会の状況についてご報告があった。以下にこの中から要旨をご紹介します。

調査(病状の分類、生活状態、会員の要望事項調査、各種の統計など)、会員中の要救護対象の資格審査、各支部の組織強化、韓国での援護法制定への請願、広報活動(韓・日・英文による会報発行、会員の手記・写真集の作成)等であるが、事務的能力のある有能な人がおらず、運営経費が乏しいことも重なって、すべての重荷が辛会長一人にかかっている状況にある。

泳洙会長から事務局あ

てに、最近の協会の状況についてご報告があった。以下にこの中から要旨をご紹介します。

調査(病状の分類、生活状態、会員の要望事項調査、各種の統計など)、会員中の要救護対象の資格審査、各支部の組織強化、韓国での援護法制定への請願、広報活動(韓・日・英文による会報発行、会員の手記・写真集の作成)等であるが、事務的能力のある有能な人がおらず、運営経費が乏しいことも重なって、すべての重荷が辛会長一人にかかっている状況にある。

泳洙会長から事務局あ

てに、最近の協会の状況についてご報告があった。以下にこの中から要旨をご紹介します。

調査(病状の分類、生活状態、会員の要望事項調査、各種の統計など)、会員中の要救護対象の資格審査、各支部の組織強化、韓国での援護法制定への請願、広報活動(韓・日・英文による会報発行、会員の手記・写真集の作成)等であるが、事務的能力のある有能な人がおらず、運営経費が乏しいことも重なって、すべての重荷が辛会長一人にかかっている状況にある。

泳洙会長から事務局あ

てに、最近の協会の状況についてご報告があった。以下にこの中から要旨をご紹介します。

調査(病状の分類、生活状態、会員の要望事項調査、各種の統計など)、会員中の要救護対象の資格審査、各支部の組織強化、韓国での援護法制定への請願、広報活動(韓・日・英文による会報発行、会員の手記・写真集の作成)等であるが、事務的能力のある有能な人がおらず、運営経費が乏しいことも重なって、すべての重荷が辛会長一人にかかっている状況にある。

泳洙会長から事務局あ

てに、最近の協会の状況についてご報告があった。以下にこの中から要旨をご紹介します。

調査(病状の分類、生活状態、会員の要望事項調査、各種の統計など)、会員中の要救護対象の資格審査、各支部の組織強化、韓国での援護法制定への請願、広報活動(韓・日・英文による会報発行、会員の手記・写真集の作成)等であるが、事務的能力のある有能な人がおらず、運営経費が乏しいことも重なって、すべての重荷が辛会長一人にかかっている状況にある。

(三)いまとくに急がれているのは、会員の現態

なお一そうの奮起が望まれる次第である。

# 市民の会の現状

編集部

吉田悦次

昨年12月韓国の被爆者救援活動の一環として、

せんか。

開始された募金は約一〇〇万円（三月末現在）に達し、運動の趣旨は次第に拡がって、

「世話人会」では事務的な作業で手一杯の現状ですが、被爆者救援運動として募金活動と政府要求の方策を巡って活発な討議が続けられていきます。被爆者が要求するものが何であり、それをどういう方法でやればよいか、

全国的な規模で五〇〇名をこえる方々にご協力を与えるに至りました。しかしながら、私たちの運動はまだまだ始まったばかりのところ

あり、それをどういう方法でやればよいか、韓国の政治情勢と合わせて被爆者への影響は、

に無知無関心でいること、日本政府もこの問題には全く無関心であることなどが、この運動の進展をさまたげています。私たちは、も

韓国の政治情勢と合わせて被爆者への影響は、といった問題が出るたびに白熱した討論になります。四月六日の世話人会では孫振斗さんの問題（一昨年「密入国」の疑いで逮捕され

その輪を拡げてゆくとともに、政府がこのことにつき適切な対策をたてるように働きかけてゆこうではありませんか。私たちが、ある

て以来、被爆者健康手帳の交付を要求して現在（提訴中）が討論されました。問題の重要性の一方で関わる困難さによってさまざまに意見が出ました。この問題は、韓国の被爆者と

人に韓国の被爆者の実態を話すると、きつとある種の驚きに出会い「何故、運動しているの？」とか聞かれます。さらに、韓国の問題を話しながら人さえも多々あります。実際、マスコミなどを通じて小さな記事には

要求を具体的にどうやるかについては、もう少し腰をおろした研究と討論を続けていくことによって深化していこうと思ひます。

なっています、それが国内の大問題となつたことはなかつたのですから驚くのは当然だと思ひます。戦中・戦後を通じて、日本と朝鮮との関係は偏見によってとざされてきまし

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

た。私たちは、この運動を通じて、こうした偏見と差別を打ちくだいてゆこうではありま

前号で予告しましたとおり、去る四月八日

大阪市立労働会館で、私たち「市民の会」第一回全体集會が開かれました。呼びかけの不

徹底と運動の不十分性を反映させたのか、

募集した会員はごく少数に限られたものでした。

まず、本吉義宏会長から市民運動に対する

見解を中心としてあいさつがあり、韓国の被

爆者を救援する運動を推し

進めてゆこうと力強く述べ

られた。事務局からの運動

の現状、会計責任から報告

が続いた後、編集部から、

最近撮影してきたスライド

を写しながら、ソウルと釜

山の被爆者の生々しい傷跡

その生活状態などの実情報

告がなされました。一同は

スライドを食い入るように

見つめ、救援活動がいかに

待望されているかを改めて

確認しあいました。

最後に、非常に限られた時間でしたが、一

般討論が進められ、運動の基本的姿勢の検討

募金と政治要求との関係などについて、白熱

した討論がありました。時間が切れの為、世話

人会に持ち越すこととして散会しました。

## 被爆者のスライドに感銘

— 4/8 「市民の会」集會 —

(吉田)

韓国の原爆被害者を救援する——簡単に申しますが、大変な大企業であると思ひます。一千万円という当面の募金目標額を掲げました。これが、これ自体大変な目標だと思ひます。三か月でやつと、十分の一の百万円集まったのですから。

しかし、金額もさることながら、私たち日本人の朝鮮問題に対する意識の低さ——朝鮮人をさんざんひどい目にあわせておきながら、何の謝罪もせず、戦後再び同じような質の侵略を重ねつつある現状を考えると、今さら立ち向かうことになつたものだと思ひないで

は、おられませんか。私たちは、ドン・キホーテなものでしょうか。あるいは、そんなところもあるかもしれない。しかし、同時に、着実に人々の心に訴えつつ行くなれば、韓国の原爆被害者を救援しようという私たちのねがいは、決して単なるヴィジョンだけに終らないと思ひます。私自身はそう信じています。正直なところ、私たち世話人も今までは、できるだけ多くの方の手許に趣意書を送り届けたというだけで精一杯でした。しかし、これからは、一人一人の方と膝を交えてじっくり対話することを考えたいと思ひます。私

## わたしの「運動方針」

関 藤 仁 志

最初のうちは、明治四十三年から昭和二十三年までは、三十六年に相当するのですか、な

たたくことが先決だと思ひからです。あの趣意書は、私たちの趣意をかなりよく表現した趣意書だと思ひます。よく読んでいただければ、理解していただける文章ではないでしょうか。かなり卒直に書いてありますから、反論もある筈です。しかし、また、日韓条約を結んだ自民党政府をもっと批判すべきだ、生温いというお叱りをうけることもあ

りませんが、多くの朝鮮人が自分の意思ではなく、日本政府の手で無理に日本に連れられて来たこと、彼らが広島や長崎で原爆にあつたのは、日本の責任であることなど、少しづつお話ししていると、少しづつわかってくるようになります。そして、なるほど、そういう運動をしているのですか、と改めて私の顔を眺められるのです。

しかし、私自身が趣意書を知人などに手渡して何回か経験したことは、なんだつまらな

一人一人の方と、こんなやり取りをするのは、もどかしいとお感じになるかも知れませんが、たった一人でもそんな理解者ができると、とても嬉しいです。こういう理解者は、自分でも積極的に趣意書を配ってあげようと申し出て下さいます。

私は、こういう運動こそ、深い意味において政治運動であると考えています。そして、決してもどかしい方法ではありません。事柄

さえ理解されるようになれば、金額などは問題でなくなると思ひます。とに角、知っていただかなくっちゃあと思ひます。

日帝の三十六年というのは、申すまでもなく、日本が明治四十三年の韓国併合から、昭和二年の終戦まで、三十六年にわたって朝鮮に

ただかなくっちゃあと思ひます。これが、わたしの「運動方針」です。

(筆者は「市民の会」の会計責任者)

# 孫振斗さんへの関わり

編集部 吉田悦次

韓国の被爆者を救援する運動は日本政府の責任の尻ぬぐいではなく、私達の生活を基点として政治に参加してゆく必然性を持っています。韓国の被爆者の歴史と現実を思い起してみれば、旧日本帝国主義の朝鮮植民地化、戦争時に於ける強制連行、強制労働、そして被爆後、韓国の被爆者の入国・治療・補償要求を拒否している日本政府に対して具体的な行動を起こす必要があります。それこそが責任の所在を明らかにし、偏見におかされた私達がそれをぬぐい去る道のりだと思っております。

今、日本で孤立しながら、在留許可と被爆者手帳の交付を訴えている一人の韓国被爆者がいます。孫振斗(ソンチントウ)さん(四五才)は、四五年一二月に来日して以来、「一密航者」の汚名と病苦と闘いながら、被爆者健康手帳の交付を訴え続けているのですが、日本政府―福岡県知事からは、未だに明確な返答を得ていません。孫さんに「密航者の印を押して責任を回避しようとする日本政府の冷淡な態度と共に、日本人市民の無知と無関心は、孫さんの立場を一層苦しいもの

に追いこんでいるのではないのでしょうか。第一号に掲載した辛さんの佐藤首相への要望書でも、真先に「韓国被爆者に手帳を」と要求がかかげられています。孫さんの訴えは、こうした韓国被爆者全体の要求がかなえられる道を切開いてゆくものと受取ることができません。への関わりを見出し、ゆきたいと思いません。

## < 投 稿 >

### 朝鮮人被爆者孫振斗さんに 日本在留と原爆症治療を!!

被爆者健康手帳を求めて行政訴訟  
第一回公判は四月二八日 於福岡地裁

梅原孝亮

孫振斗さんは三月七日、亀井光福岡県知事を相手どって被爆者健康手帳を要求する行政訴訟をおこした。すでに昨年十月五日に福岡県粕屋保健所を窓口として手帳申請を行なったが、五カ月が経過しても県側からは何一つ正式な回答を受けていない(通常一月もあれば何らかの回答がある)。孫さんは被爆者であり、その多くはその日の暮しにも

今後誠意ある回答が期待できないとして行政訴訟をおこし、裁判の中で手帳獲得・原爆症治療を実現してゆこうとしている。在韓被爆者が原爆症治療を要求し、行政訴訟をおこした例はこれまでにない。孫さんは被爆者の当然の権利として手帳・治療を要求している。しかも彼が朝鮮人でありながら日本の広島で被爆した事の歴史的意味を考へるなら、誰も彼の要求を拒むことはできない。現在韓国には一万五千〜二万名もの朝鮮人問題をはじめとして一九四五年八月十五日以前

約」とそれに伴う五億ドルの「経済協力」により全て清算済みとして、在韓被爆者が日本の医療機関で治療する為に行ってくる事すら認めようとはしない。そして、日本の原水爆禁止運動・平和運動を担ってきた人々や我々市民の意識の中からも、在韓被爆者の問題はぬけおちてきた。

そんな時に孫さんは「密入国」という方法で日本にやってきました。原爆症治療を要求した。

(一九七〇年一月二月佐賀県に入港しタイホされ、同月佐賀地検より「出入国管理令」第三条違反「密入国の罪」で起訴、一月佐賀地裁で懲役一〇月の判決、控訴したが棄却される。八月病状悪化し刑一時執行停止・仮放免、福岡東病院へ入院、現在にいたる。)

孫さんは日本の「朝鮮支配」の下で日本に生まれ育った在日朝鮮人二世であり、十八才の時広島で被爆した。その際の家族全員が被爆したが、日本の敗戦に伴って父母妹は帰国した。しかし父は三年後に原爆症で死亡し、母妹は今も韓国で原爆症に苦しんでいる。一九六八年やはり原爆症治療を要求して山口県萩へ「密入国」してきた孫貴達さんは彼の妹にあたる。

一九五一年、日本政府は日本の生活をしてきて日本語しか話せない孫振斗さんを些細な手続違反で外国人登録を忘れていた事がある

ったとして、本人の意思に反して韓国へ強制送還した。しかし韓国に生活基盤を持たない孫さんは度々日本へ戻ってきたが、「密入国」という方法で、その度に送還されている。

「犯罪」を犯すなどという事ではなくて、言葉も生活も便利な所へ帰るといふあたりまえの生活の要求でしかなかったのではないだろうか。その要求に対して日本政府は今また「犯罪者」の名のもとに何度めかの強制送還を行なおうとしている。孫さんの「密航」

は、自分の都合一つで朝鮮人を日本人に仕立てたり外国人に戻したり、また日本へ連れてきたり追いだしたりしてきた「日本」・「日本人」に対する執要な抗議とは受けとれないであろうか。そして孫さんは七〇年夏、釜山第一病院で「白血球減少」という診断を受けた。この事は広島で被爆して以来体の不調に悩まされ、また父が原爆症で死んでいった事を知る孫さんにとって、もう一度日本へ生活になれ、一応の原爆医療機関のある

やってくる事を決心させる動機の一つだったと思われる。

こう考えてくると、彼が「密航者」として日本在留・原爆症治療を要求している事は、歴史の重みをもっていかにそれが当然で正当

なものかを我々に理解させる。七〇年一月、彼が申浦港でタイホされた事により我々はじめて孫さんを知り、在韓被爆者の存在を知った。言わば孫さんは、広島・長崎で原爆で死んだ朝鮮人、生き残って原爆症に苦しむ朝鮮人被爆者を我々の前に示し、我々の「戦後二六年」と「それに先だつ三六年」というものを照らしだした。孫さんは全ての被爆者、とりわけ在韓被爆者の医療面での緊急の要求を背景にして手帳交付を要求しているのである。

「私は原爆の犠牲者ですし、お母さんは病気でねており、妹も原爆症です。現在一家は滅亡の淵にあります。これは誰がしたのですか」(一月二三日佐賀地裁での陳述)

孫さんの手帳申請に対して県側ははじめてのケースなので厚生省に伺いをたてて指示をおおぐと言いなながらも、非公式には孫さんは居住権がないので手帳交付は無理だと言っている。また厚生省も、「原爆医療法」の適用については日本に正規の在留資格を有することが必要であるとして、今回の申請は書類内容を検討するまでもなくこれを却下する方針であると伝えられている。

一九六八年一月二月八日、在韓被爆者の女性二人、林福順さん(当時三八才)、殿粉連さ

ん(四〇才)が観光ビザで入国し、十日に広島市長に手帳を申請したことがあったが、この時も市は厚生省に経伺し、厚生省は「短期滞在の旅行者の場合居住地不確定で法的に交付はむづかしい」「国内居住者以外の被爆者への原爆医療法適用はケースバイケースだが、今回の二人については手帳交付できない」としたため、二人はやむなく帰国した。この様に厚生省をはじめ手帳交付の権限を持つ各都道府県の長(広島・長崎市は市長)は、これまで外国に住む被爆者への医療法適用は事実上拒否し続けてきた。

しかし、原爆医療法の立法趣旨はその前文にもあるとおり、被爆者のおかれている健康上の特別の状態に注目し、被爆の事実がありさえすれば国の責任としてこの法律を適用するというものであって、国や県のいう「居住権」はその適用の為に要件とはなっていない。今回の裁判は、恐らくこの「居住権」をめぐる争われる可能性が強い。そして孫さんの主張が認められた場合、在韓被爆者への医療面での影響は決して小さくないと思われる。確かに、医療法が直接に在韓被爆者に適用されるのはまだムリとしても、在韓被爆者が日本で手帳申請したり、治療を要求した場合には、医療法の適用が受けられるケースがでてくると思われる。この様に孫さん(四〇才)の裁判はそれ自体の意義からみても、在韓被爆者への影響からみても重要な裁判になるであろう。

しかし前述したように、現在孫さんがおかれている法的身分はきわめて不安定である。一月ごとに仮放免を更新しているが、再収監される危険は常にあり、その後には退去強制が待っている。また支援側も各市民の会に

(連絡先 大阪市民の会会員 梅原孝亮  
大阪市東淀川区元今里北通  
2の62 田中方)

### 会 計 報 告

1971年12月25日  
1972年 3月31日

(収入の部)

会費収入	現 金	107,136	
	郵便振替	927,310	
	銀行預金	16,500	1,050,946
	(収入合計)		<u>1,050,946</u>

(支出の部)

援護協会へ	3回に分けて送金		309,923
経 費	趣意書等印刷費	42,100	
	機関誌1印刷費	55,000	
	郵 送 料	26,965	
	郵便振替料金	17,365	
	その他事務費	16,976	158,406
	(支出合計)		<u>468,329</u>
	(差引残高)		<u>582,617</u>

会 計 関 藤 仁 志

# 北から南から

## 会員のこえ

千葉 T・K

どけっこうだから、日本の軍国主義阻止のため

ニュースを耳にしながら、今夜も黙々と、皆

今まで韓国の被爆者のこと、めに戦ってくれ」といったのですが、ぼくはも知らないで過していたこと、この言葉で、韓国の被爆者問題の持つ「重さ」をほんとに恥かしく思っているに気づかされました。今、ぼく自身この問題

様がの領収証を書き、カードを整理して、三菱がこの欠陥を知らながら受注に依じていたという事実を、「いつかき道」のいがい記憶を呼びさまされる思いで聞きながら、ともかくも、今なすべきことにいそしんで

ウイリアム・メウエル

ます。一日も早く治療を受けられる日が訪れ、被爆者の方々の上に光のさす日が来ます。私は、数日前、商用で来日した一アメリカ

と政治レベルで解決を」という批判の声があります。この市民の会が、単なる慈善事業

愛知 S・S

なだの主張を読み、強い感動を受けました。

や、線香花火的な募金運動に終わってならぬ

ご趣旨には大賛成でございますが、同封のお金をどうかお受取り下

いことは申すまでもありませんし、何よりも、韓国の援護協会の会員である被爆者の皆さん

無職無収入の身で……父の死後は弟からの仕すべての人間に対してなされたものです。私送りで暮らしていますが、叔母から送ってくれた人間はすべてこのような考えを大事にす

（このお便りは、奈良女子大の清水汎氏が英文毎日紙に投稿された本会の訴えに依

でも、しっかりとやりましょう。今これをしなければ、在韓被爆者の問題は、やがて歴史と

広島 K・T

じて寄せられたものです。）

趣意書五十部たしかに受け取りました。当

## 事務局だより

松井義子

分これ位で、知人その他に働きかけてみます。昨夏の訪韓以来韓国の被爆者の李順玉さんといろ／＼文通をしています。全く悲惨な状態です。私で協力できることがございましたらご連絡下さい。

海上自衛隊の訓練用魚雷（その一本が、な

鹿児島 一高校生

んとこの会の一年間の募金目標を上廻る千百

クラスで韓国の被爆者のことを話したとき 万円／＼に欠陥があつて、実に五億円もの巨

んな不行届はお許しを。

## 資料 (その2)

―考える手がかりとして―

集部編

△韓国被爆者の実態 (2) V

前回 (第一号) は、韓国原爆被害者援護協会 (ソウル特別市) に登録している在韓被爆者の実数と、同協会調べの被爆者の症状を報告しましたが、ここにあげるのは、韓国政府がはじめて在韓被爆者に試みた医学的な分析の結果です。

四十四年四月から、韓国政府は百九十万円の予算を組み、在韓被爆者約二十万人のうち、ソウル特別市内に住むわずか九十人 (男六十五人、女二十五人) について実態調査をしました。調査の主体は韓国科学技術院・放射線医学研究所という政府機関。

まず、対象者を年齢別にみると、四十歳代が三十三人、五十歳代が十二人。胎内被爆したとみられる二十五歳以下の者も二十余人いました。被爆地は広島が五十七人、長崎が六人 (いずれも記憶のはっきりしている成人が多い)。検査は、患者の脳波、大、小便を調べ、肝機能、胸部レントゲンのほか脳機能障害などです。

この結果、原爆症と認定する手がかりになりやすい肝疾患が六人、貧血症が三人みつか

ったほか、尿たんぱく、糖尿病がそれぞれ五人。ケロイドの残った人が三人。高血圧、肺結核、慢性胃炎、神経症が十人前後にのぼりました。また、原爆をうけたためとみられる手足の変形や筋萎縮が五人、精神分裂症が二人。頭痛を訴える人が三十五人、消化不良や全身がだるかったり、筋肉が弱くなったと訴える人もそれぞれ十人前後いました。(数字は延べ人数)

これについて、前広島大学原爆放射能医学研究所長の志水清博士は「この数字は広島県山県郡の原爆症患者の発病率とほぼ同じで、かなり高いといえる。医療対策を一刻も早くたてるべきだ」と、次のように「診断」しています。

「原爆症は一般的な疾患と病的に區別するのはむずかしい。しかし、日本では、医療法上、原爆症と認定する場合、肝疾患や貧血症を基準にしているの、韓国でもそれに従って分類した方が医療対策をたてやすい。広島県山県郡の調査は四十三年に広島大で行なったものだが、山間部で医者が少なかったり、栄養不足だったため、被爆後の発病率が高く、なつたと思われる。韓国の場合も、患者が原爆の影響に気づくまで、時間がたちすぎて手当てが遅れたことなどから高い発病率となつたのだろう。胎内被爆者の発病については、

これだけの調査でははっきりしない」。(45年4月、朝日新聞)

## 編集後記

編集を開始してから数十日、それでも満足ではありません。沖繩返還 ― 差別社会に復帰するということか。被爆者は募金をどう受けとめるのか、金暇の表われと思われなければいいが。

編集責任：吉田